

<特許権などの登録令一部改正令案>

韓国特許庁
顧客協力政策課

1. 改正理由

信託法全部改正（2011.7.25 法律 第10924号で公布、2012.7.26 施行予定）に伴い、再信託、信託の併合及び分割、担保権信託などが新しく導入され、信託財産管理人及び信託管理人等信託の登録事項が新設されるに当たり、これを反映・整備しようとするため。

2. 主要内容

イ. 信託登録の単独申請主義の規定（案 第49条）

1) 信託登録は、権利の移転等の効果を有するのではなく、信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利であることを第3者に公示する効果のみ有しているため、現行の施行令では、受託者と委託者が共同で信託登録を申請する必要があることについてもこれを強制させている問題点がある。

2) 信託登録に関して、受託者の単独申請でできるようにする。

3) 信託登録の手続きを簡素化し、効率性を向上することが期待される。

ロ. 信託の併合・分割等による信託登録の申請方法規定（案 第60条の2）

1) 改正「信託法」により導入された信託の併合・分割により、特許権等若しくは特許権等に関する権利が変動又は同一の受託者が管理する信託件の取引により特許権等若しくは特許権等に関する権利が変動した場合、その信託登録の申請方法を定める必要がある。

2) 信託の併合又は分割によって、一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利が他の信託の信託財産に帰属する場合、信託登録の抹消登録及び新しい信託登録の申請は、信託の併合又は分割による権利変更登録の申請と同時にするようにし、「信託法」によって複数の信託を引受けた受託者が一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を他の信託の信託財産に帰属させる場合、信託の併合・分割にともなう信託登録の申請に関する規定を準用するようにする。

3) 信託登録を権利変更登録と同時にするように規定し、信託登録の正確性が向上することが期待される。

ハ. 受託者が信託財産として他人に設定した信託の登録申請人規定（案 第60条の3）

1) 改正「信託法」により導入された再信託が設定された場合、信託財産の特許権等又は特許権等に関する権利移転登録の登録権利者と登録義務者とを定める必要がある。

2) 受託者が「信託法」により他人に信託財産についての信託を設定する場合、該当信託

財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利移転登録については、新しい信託の受託者を登録権利者とし、本来の信託の受託者を登録義務者とする。

3) 再信託について、権利移転登録の登録申請人を明確にする効果が期待される。

ニ. 信託財産に関する権利変更登録の特例規定（案 第 60 条の 4）

1) 改正「信託法」により導入された信託宣言による信託が設定され又は受託者が法院の許可等により利益に反する行為をすることが許容される場合、信託財産である特許権等又は特許権等に関する権利変更登録の申請方法を定める必要がある。

2) 信託宣言を通じて信託を設定する場合及び受託者が「信託法」によって信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を信託財産に帰属させる場合等には、受託者が単独で該当信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利変更登録を申請することができるようにする。

3) 信託宣言等の場合、権利変更登録手続を簡素化することが期待される。

ホ. 担保権信託に関する特例規定（案 第 60 条の 5）

1) 改正「信託法」により導入された担保権信託において、信託財産である特許権等又は特許権等に関する権利に設定された質権の被担保債権が複数の場合、質権を登録する方法を定める必要があり、また、被担保債権が移転される場合は、信託登録の変更登録手続を定める必要がある。

2) 質権を信託財産とする担保権信託の場合、その質権によって担保される被担保債権が複数であって、その各被担保債権別に債権額、債務者、返済時期等が異なるときには、申請書に債権額、債務者、返済時期等を各債権別に区分して記録するようにし、また、その被担保債権が移転される場合には、受託者が信託原簿記録の変更登録を申請するようにする。

3) 担保権信託の場合、信託登録及び担保権の登録手続を明確にする効果が期待される。

4. 主要討議課題

なし

5. 参考事項

イ. 関係法令：省略

ロ. 予算措置：別途措置必要なし

ハ. 合意：

ニ. その他：

大統領令第 号

特許権などの登録令一部改正令案

特許権などの登録令の一部を次のように改正する。

第 49 条の題目「(登録権利者及び登録義務者)」を「(信託登録の申請)」とし、同条中「受託者を登録権利者として、委託者を登録義務者とする」を「受託者が単独で申請する」とする。

第 50 条を削除する。

第 51 条第 1 項第 2 号中「信託管理人がいる場合には、その」を「受益者を指定又は変更できる権限を有する者を定めた場合には、その者の」とし、同項第 3 号から第 6 号までを各々次のようにし、同項に第 7 号から第 16 号までを各々次のように新設する。

3. 受益者を指定又は変更する方法を定めた場合には、その方法
4. 受益権の発生又は消滅に関する条件がある場合には、その条件
5. 信託管理人がいる場合には、その氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう)
6. 受益者がいない特定の目的のための信託である場合には、その意味
7. 「信託法」第 3 条第 5 項により、受託者が他人に信託を設定する場合には、その意味
8. 「信託法」第 59 条第 1 項による遺言代用信託の場合には、その意味
9. 「信託法」第 60 条による受益者連続信託の場合には、その意味
10. 「信託法」第 78 条による受益証券発行信託の場合には、その意味
11. 「信託法」第 106 条による公益信託の場合には、その意味
12. 「信託法」第 114 条第 1 項による有限責任信託の場合には、その意味
13. 信託の目的
14. 信託財産の管理、処分、運用、開発、その他に信託目的の達成のために必要な方法
15. 信託終了の事由
16. その他の信託条項

第 51 条に第 3 項を次のように新設する。

③第 1 項第 5 号、第 6 号、第 10 号及び第 11 号の事項に関して登録をするときには、受益者の氏名及び住所を記載しないことがある。

第 53 条第 2 項中「第 19 条」を「第 27 条」に、「第 38 条」を「第 43 条」とする。

第 56 条の題目以外の部分を第 1 項とし、同項を次のようにして、同条に第 2 項を次のように新設する。

①次の各号のいずれかに該当し、受託者の任務が終了した場合、新受託者は、単独で特許権等又は特許権等に関する権利の移転登録を申請することができる。

1. 「信託法」第12条第1項各号のいずれかに該当し、受託者の任務が終了した場合
2. 「信託法」第16条第1項により、受託者を解任した場合
3. 「信託法」第16条第3項により、裁判所が受託者を解任した場合
4. 「信託法」第112条により、主務官庁が職権で公益信託の受託者を解任した場合

②複数の受託者のうち1人において、第1項各号のいずれかの事由でその任務が終了した場合、他の受託者は、単独で権利変更登録を申請することができる。この場合、他の受託者が複数いるときには、その全員が共同で申請しなければならない。

第58条の題目「(信託財産管理方法の変更による登録嘱託)」を「(信託の変更による登録嘱託)」とし、同条第1項中「信託財産の管理方法」を「信託」とし、同条第2項中「条項」を「内容」とする。

第60条の2から第60条の6までを各々次のように新設する。

第60条の2(信託の併合・分割等による信託登録の申請)

①信託の併合又は分割によって一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利が他の信託の信託財産に帰属する場合、信託登録の抹消登録及び新しい信託登録の申請は、信託の併合又は分割による権利変更登録の申請と同じ申請書で申請しなければならない。

②「信託法」第34条第1項第3号及び同条第2項により、複数の信託を引受けた受託者が一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を他の信託の信託財産に帰属させる場合、信託登録の申請方法に関しては、第1項を準用する。

第60条の3(受託者が信託財産として他人に設定した信託の登録申請人)受託者が「信託法」第3条第5項により、他人に信託財産に対し信託を設定する場合、該当信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利に関する権利移転登録に対しては、新しい信託の受託者を登録権利者とし、本来の信託の受託者を登録義務者とする。

第60条の4(信託財産に関する権利変更登録の特例)次の各号のいずれかに該当する場合、受託者は、単独で該当信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利変更登録を申請することができる。

1. 「信託法」第3条第1項第3号により信託を設定する場合
2. 「信託法」第34条第2項各号のいずれかに該当し、次の各目中いずれかの行為をすることが許容された場合
 - イ. 受託者が信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を固有財産に帰属させる行為
 - ロ. 受託者が固有財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を信託財産に帰属させる行為

ハ、複数の信託を引受けた受託者が、一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を他の信託の信託財産に帰属させる行為

第 60 条の 5(担保権信託に関する特例)

①委託者が自己又は第三者所有の特許権等又は特許権等に関する権利に対し、債権者でない受託者を質権者として設定した質権について、信託財産として債権者を受益者に指定した信託の場合、その質権によって担保される被担保債権が多数で、各被担保債権別に第 40 条による登録事項が異なるときには、第 40 条による登録事項を各債権別に区分して記録しなければならない。

②第 1 項による信託の信託財産に属する質権によって担保される被担保債権が移転される場合、受託者は信託原簿記録の変更登録を申請しなければならない。

③第 1 項による信託の信託財産に属する質権の移転登録をする場合には、第 42 条を適用しない。

第 60 条の 6(信託財産管理人が選任された信託の登録) 「信託法」第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項により、信託財産管理人が選任された信託の場合、第 49 条、第 51 条から第 54 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条、第 61 条の 2 から第 61 条の 5 までを適用するときには「受託者」は「信託財産管理人」と見なす。

付則

第 1 条(施行日)この法令は 2012 年 7 月 26 日から施行する。